



三重県公報

令和4年1月14日（金）

第 277 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
14	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	2
15	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道 路 管 理 課）	2
16	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	3
17	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	4
	公 告		
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	（農 地 調 整 課）	4
	労働組合法施行令の規定により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める旨	（雇 用 対 策 課）	4
	宅地建物取引業者の免許を取り消した旨	（建 築 開 発 課）	7
	開発行為に関する工事の完了	（ 同 ）	7
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	（教 育 委 員 会）	7
	同伴	（ 同 ）	8

告 示

三重県告示第 14 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鈴鹿
鈴鹿市庄野羽山 3000 番 3
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 1 月 14 日から同年 2 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 15 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字穴田 518 番 12 地先から 四日市市山之一色町字穴田 544 番 1 地先まで	旧	9.7～24.2	245.4
	新	9.0～28.6	245.4

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 田丸停車場斎明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字斎宮字牛葉 573 番地先から 多気郡明和町大字斎宮字牛葉 579 番 2 地先まで	旧	7.8～10.8	43.9
	新	9.4～25.7	43.9

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 蓮峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町七日市字千日 1240 番 3 地先から 松阪市飯高町七日市字千日 785 番 1 地先まで	旧	23.9～41.6	40.8
	新	28.5～52.2	40.8

第 4

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 鳥羽磯部線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市松尾町字山中 1004 番 7 地先から 鳥羽市松尾町字山中 1002 番 13 地先まで	旧	5.3～27.5	439.2
	新	9.1～39.8	439.2

第 5

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 阿児磯部鳥羽線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市石鏡町字平均 303 番 5 地先から 鳥羽市石鏡町字平均 303 番 13 地先まで	旧	5.9～10.4	11.0
	新	4.9～8.9	11.0

第 6

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 阿児磯部鳥羽線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字立神 148 番 2 地先から 鳥羽市浦村町字鍋谷口 144 番 13 地先まで	旧	15.8～93.8	577.3
	新	15.8～93.8	577.3

第 7

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 蔵持霧生線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市長瀬字中並 2928 番地先内	旧	11.1～43.4	60.0
	新	11.1～71.3	60.0

第 8

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 須賀利港相賀停車場線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町相賀字渡利 78 番地先から 北牟婁郡紀北町相賀字渡利 87 番 1 地先まで	旧	12.8～65.3	39.2
	新	26.7～65.3	39.2

三重県告示第 16 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小牧小杉線	四日市市山之一色町字穴田 519 番 1 地先から 四日市市山之一色町字穴田 544 番 1 地先まで	令和 4 年 1 月 14 日
県道 四日市関線	鈴鹿市西庄内町字西乗蓮坊 2494 番 3 地先から 鈴鹿市東庄内町字上乘蓮坊 4345 番 1 地先まで	令和 4 年 1 月 14 日
一般国道 368 号	津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4807 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4803 番 4 地先まで	令和 4 年 1 月 14 日
一般国道 422 号	津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4807 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4803 番 4 地先まで	令和 4 年 1 月 14 日

県道 須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡紀北町相賀字渡利 78 番地先から 北牟婁郡紀北町相賀字渡利 75 番 4 地先まで	令和 4 年 1 月 14 日
------------------	---	-----------------

三重県告示第 17 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般国道	368 号	津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4807 番 1 地先から 津市美杉町太郎生字境ヶ瀬 4803 番 4 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 4 年 1 月 14 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営農村地域防災減災事業片野池地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 4 年 1 月 17 日から同年 2 月 14 日まで

3 縦覧の場所

津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

津市役所一志総合支所地域振興課（津市一志町田尻 593-2）

令和 4 年 4 月 30 日をもって、第 46 期三重県労働委員会委員の任期が満了となりますので、第 47 期三重県労働

委員会委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり委員の候補者の推薦を求めます。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 推薦資格

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる者は、三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和 4 年 1 月 14 日（金）から同年 2 月 24 日（木）まで

4 推薦手続

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

ア 別記様式の推薦書

イ 被推薦者の履歴書

- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

ア 別記様式の推薦書

イ 被推薦者の履歴書

ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、令和 4 年 2 月 7 日（月）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は、三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 委員候補者として推薦する者の数

使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦に当たっては、おおむね 5 人までとします。

6 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町 13 番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三 重 県 労 働 委 員 会 委 員 推 薦 書

三 重 県 知 事 宛て

年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、三重県労働委員会の使用者（労働者）委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所属事業所若しくは会社 又は 労働組合名	地 位	備 考

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 66 条第 1 項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第 70 条第 1 項の規定により公告します。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 処分をした年月日
令和 3 年 12 月 27 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び免許証番号
ブラックサイト株式会社
黒田 晟治
三重県四日市市芝田一丁目 6 番 7 号
三重県知事(4)第 2839 号
- 3 処分の内容
宅地建物取引業法第 66 条第 1 項第 9 号の規定に基づく免許の取消し

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 1 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 12 月 24 日	三重郡川越町大字豊田一色字国治 472-4	三重郡川越町大字南福崎 875-1 シェーナ・ド ウーノⅡ102 寺 本 祥 吾
令和 3 年 12 月 27 日	亀山市長明寺町字中一色 586-1 ほか 5 筆ほか 亀山市田村町字中尾 92-3 ほか 19 筆ほか	四日市市波木町 1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 内 山 陽 子
令和 4 年 1 月 4 日	員弁郡東員町大字大木字西屋敷 462-6 ほか 2 筆	桑名市陽だまりの丘 2 丁目 801 バンブーシ ュート 203 大 脇 正 崇 桑名市陽だまりの丘 2 丁目 801 バンブーシ ュート 203 大 脇 薫

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 1 月 14 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 特定役務の名称 三重県立四日市商業高等学校 D X 対応高性能 P C 実習装置の整備
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局高校教育課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 3 年 11 月 24 日
- 4 落 札 者 三重県四日市市浜田町 13 番 16 号
東洋電機株式会社
代表取締役 竹内 稔
- 5 落 札 金 額 入札価格 46,600,000 円
契約金額 51,260,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 3 年 9 月 28 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年1月14日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県立松阪商業高等学校 コンピュータ室及びLAN教室高性能パソコンの整備 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和3年12月15日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市諏訪栄町1-12
富士電機ITソリューション株式会社三重支店
支店長 松井 利彰 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 59,300,000 円
契約金額 65,230,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和3年10月19日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
